

島田市自治基本条例素案に対する
市民、市職員の意識調査
【報告書】

平成 29 年 1 月

地域生活部 地域づくり課

島田市自治基本条例素案に対する市民、市職員の意識調査 概要

【目的】

少子高齢化や人口減少により地方の存続が危ぶまれる中、これまでの行政主導のまちづくりからの転換が求められています。市としても、まちづくりに対する考え方を見直す時期がきていると考え、協働のまちづくり推進のための共通のルールや仕組みを明文化する「自治基本条例」の制定を検討しています。

自治基本条例には各自治体のまちづくりへの想いが込められており、それぞれの特色が表れることが多くあります。市では平成 26 年度から市民会議を立ち上げ、内容について検討を重ね、平成 28 年 9 月末に素案を完成させました。

今後の市の方針の参考とするために、素案に対する意識調査（アンケート）を実施しました。

【実施者】

地域生活部 地域づくり課

【意識調査（アンケート）実施概要】

（１）市民対象の調査

①島田市総合計画市民意識調査内での調査（一部抜粋）

実施期間：平成 28 年 10 月 21 日から平成 28 年 11 月 7 日まで

調査対象：島田市在住の 20 歳以上の市民 2,500 人（無作為抽出）

回答者：858 人（回答率 34.3%）

②情報公開コーナー、インターネットによる調査

実施期間：平成 28 年 10 月 16 日から平成 28 年 11 月 30 日まで

調査対象：島田市に住所を有する人

回答者：1 人

（２）市職員意識調査

実施期間：平成 28 年 11 月 14 日から平成 28 年 11 月 30 日まで

調査対象：島田市職員（現業職、医療職、臨時・嘱託職員を除く）

回答者：506 人（対象者 622 人、回答率 81.3%）

【目次】

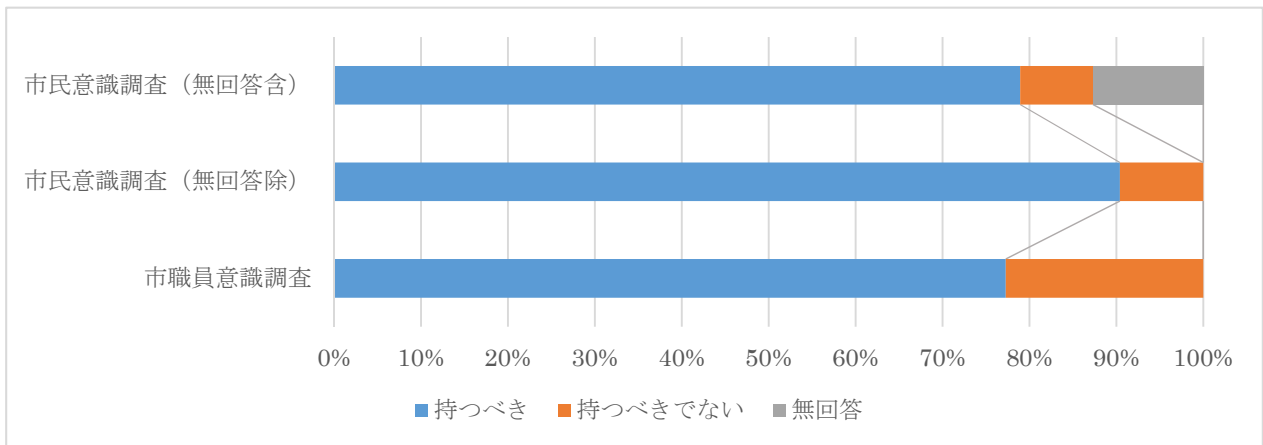
- ・アンケート実施結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- ・市民意識調査抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- ・市職員意識調査結果詳細
 - （１）全体集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
 - （２）市民意識調査との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ

【アンケート実施結果】

問：これからのまちづくりを進めていくうえで、あなたは、島田市で自治基本条例を持つべきだと思いますか。

※市民意識調査には情報公開コーナー、インターネットからの回答（1件）も含まれています。

	持つべき	持つべきでない	無回答	計
市民意識調査	678(78.9%)	72(8.3%)	109(12.7%)	859
市職員意識調査	391(77.3%)	115(22.7%)	0	506



【市民意識調査抜粋】

市民意識調査で実施した自由意見について、自治基本条例に関連するものを抜粋して掲載しています。※情報公開コーナー、インターネットからの回答（1件）も含まれています。

内容	性別	年齢	居住地区
市民等の権利及び役割（第3章）の第5条に市民等はまちづくりに参加する権利を持っているとなっているが、参加できるのはいつも名士とか元市議とか元県議の人達ばかりで、自分たちの利益を優先する人達ばかり。これでは絶対によくない。残念だが、今後も変化しないと思う。	男性	70～79歳	初倉地区
自治基本条例について。多くの市民は会社勤めしており、休みの日は家族サービスや趣味を楽しみたく、協働するほどの余裕はありません。さらに言えば、生活するのに精一杯な市民と裕福で時間にも余裕がある市民とでは、協働の度合いにも差が生まれます。協働できない市民は協働できる市民に比べて主張する機会も減り、不利益を被ることになります。市民は既に公平な選挙という形で市政に参加しており、改めて特別な形で市政に参加する必要はないと思います。市民等の範囲が曖昧で、もともと島田市に居住する市民はとても不安です。例えば、特定の市民団体や、特定の宗教団体・日本文化を尊重しない外国人・日本を敵視する外国人などに条例を悪用される可能性があります。協働の度合いにより不公平が生まれてしまう点、条例自体を悪用される恐れがある点、以上の2点から、自治基本条例には大きな欠陥があります。自治基本条例は自治体の憲法という位置付けであり、安易に制定することは将来に大きな不安要素を作ることになります。一部の自治体では既に制定されていますが、島田市はより慎重になってほしいと思います。	男性	30～39歳	金谷地区
島田市自治基本条例を読みましたが、前文以外はどの町でもいえる基本的な骨格であると感じました。会社であれば重点化施策は打てるでしょうが、市となるとなかなかバランスが難しいと思います。何に島田市のこだわりを出していくのか興味があります。多くの何かが島田の住みよさ、生きがいを示し、こだわっているような活動を期待しています。	男性	50～59歳	旧島市内
自治基本条例は基本的には賛成だが、市の権限を縛りすぎではないか。市民の協働精神は大事だが、市長や議員は選ばれた政治のプロであるので、大胆な改革は勇気を持って行ってほしい。島田市の抱える問題は大きいがゆえに、まんべんなく対策を行うことは無理。選択と集中が必要。特に、医療、子育てには全国に先駆けての大胆な方策がほしい。結果、人口が増えて波及効果は絶大。	男性	60～69歳	初倉地区
島田市自治基本条例について。第4条4項、合意形成に努めることとなっているが、長期間決定案が無いよう、時期を決定することも必要と思う。また、多数決も必要である。その他、公表に努めます、反映させま	男性	60～69歳	金谷地区

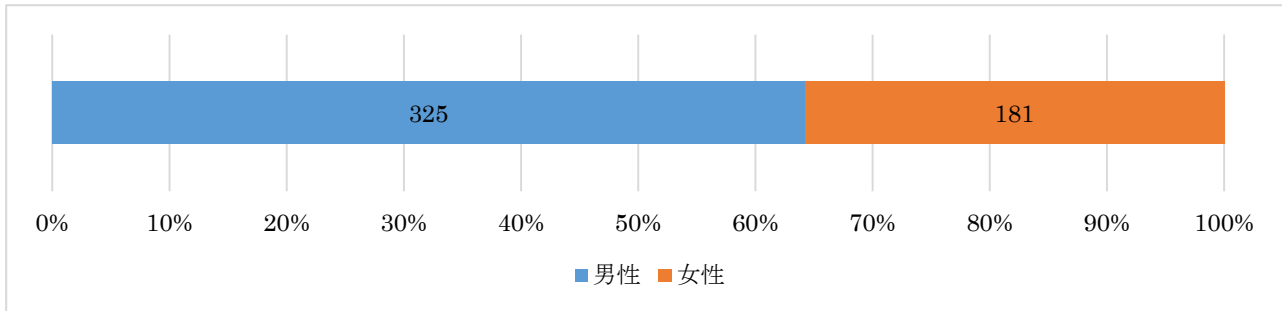
<p>す等、中途半端な表現が多い。ボランティア、市職員のボランティア活動を公表したらどうか。</p>			
<p>アンケートを頂き、改めて島田市のことを深く考えました。自治基本条例素案、全てがもっともな理想案で、これが実行されたら素晴らしい島田市になると思います。行政と市民が協働するまちづくり、非常に大切なことです。しかし、日頃生活して感じる身近な小さなことにも心を配り、取り組んでもらいたいと思います。若い人の結婚の問題。高齢者家庭の買い物・病院行きなどにコミュニティバスの停留所の数・回数を増やして、大勢の人が利用できるようにしてほしい。大きな粗大ごみなど、家の外に出せない場合、手助けしてほしい。島田市の中心部・金谷駅近くに、公共の駐車場があるとよい。飼い犬・猫・自転車等のマナーの指導。</p>	女性	80歳以上	五和地区
<p>問17については、保留または意見の欄を設けるべきだと考える。添付の「島田市自治基本条例素案の特徴」第1章第2条の市民の定義に大きな問題ありと考える。案では「島田市に住所がある人」となっているが、「市民」を「市民等」と明確に区分する上からも、市民は日本国籍を有し、島田市に住所がある人とするべきである。第3国民からの政治的混乱等を防ぐためにも絶対必要である。</p>	男性	70～79歳	旧島田市内
<p>自治基本条例はとても大切だと思うのですが、当たり前前のことが書いてあったので具体的な物をこれから書き足してもらおうとよいと思いました。</p>	女性	50～59歳	金谷地区
<p>1 素案の「実効性の確保」の部分が未完成の段階で、意見聴取を急ぐ理由は何か？実効性確保の制度設計は、内容によっては法的裏付を持たない二重権力化を生む危険性も指摘されている。不完全な素案の段階で急に意見聴取を行うのは市民に対して不誠実と考える。 2 この条例の必要性、制定後の効果が見えてこない。県内では静岡市、牧之原市、川根本町、掛川市、焼津市、小山町が制定済と認識している。例えば10年前に制定した静岡市は、同じ政令市で未制定の浜松市と比べ市勢は見劣りし、同じく未制定の藤枝市も当市より発展が継続しているとの印象を持っている。また、若年人口の増加で注目される長泉町も未制定である。これらを踏まえて、既制定自治体が未制定自治体に比して、本条例の存在により優位性を示した実例を示されたい。なお静岡市のホームページによれば、該条例制定10年後の公募モニターへの調査で、「静岡市自治基本条例」について、「言葉も内容も知っている」のは回答99名中70代1名のみ、「言葉は聞いたことがあるが内容までは知らない」が16名、残り82名は「言葉も内容も知らない」であった。市政に一定の関心を持つと期待される公募モニターでこの程度の認知度である。 3 通常、何かを作る場合には、当然、メリットとデメリットの双方があるものとする。今回の説明では、良いことばかりで欠点や懸念事項の説明がない。本条例の制定結果が、本当に良いことばかりのものならば、市民委員に条令必要性の確認をゆだねるまでもなく、市長が自らの政治責任において条例案を作成し議会上</p>	男性	60～69歳	旧島田市内

<p>程すればよいだけのことである。また、自民党のホームページに該条例制定に反対の対場で「チョット待て、自治基本条令」との政策パンフが掲載されている。特定の考えを持つ勢力ではなく、長く政権を担っている政党の主張であり、鵜呑みにすることはないが、それなりの検証が必要と考える。このパンフの主張が全く的外れのものなのか、あるいは、本素案はパンフに記載された懸念事項を回避したものなのか、自治基本条令自体が難解でなじみのない内容が多いので、丁寧な説明を求めたい。</p> <p>4 素案の条文にこめられた「島田らしさ」について。資料では「対話による発展的な解決」と「ときづくり」が島田の伝統と説明されているが、市民感覚としてはこれが伝統であるという実感はない。前市政における「がれき処理」、「病院移転」については、真逆の手法がとられたものと感じている。また本素案を見る限り、前記の「島田らしさ」の条文への反映度は希薄との印象が強い。本条例をどうしても作りたいということなら、「島田らしさ」の体現には、むしろ前市政の暴走の反省を踏まえた、「政策決定過程の透明化」、「情報公開の徹底」を当市条例の特徴として盛り込むことを提案する。</p> <p>5 同じく、本条例をどうしても作りたいということであれば、情報公開については、a 情報公開は協働のまちづくりの必須基盤である。 b 政策決定過程に関わる情報は公開を原則とし、正当な理由により公開できない場合には議会・市長等はその説明責任を負うとの内容を盛り込むことを求めたい。(具体的条文は事務方で検討されたい)条文表記も「努めるものとする。」との努力規定ではなく、「しなければならない。」との義務規定とされたい。</p> <p>6 同じく、本条例をどうしても作りたいということであれば、素案では住民投票については、制度設計を別途の条例に委ねるとの内容だが、現実の事務処理の観点から、「有権者資格は公職選挙法と同じとする」との変更を提案する。(住民投票の有権者資格については、他市町の事例でも該条例の是非の焦点となっており、条令本文の中での明示が望ましいと考える。また、当市には別途の独自基準での有権者名簿を準備しておく余裕はないものと考ええる。)</p> <p>7 本条例の検討にあたった市民会議のメンバーには、その貢献に敬意を表するものである。市長および市当局におかれては、長期にわたった議論の成果を今後の市政運営に生かすことを希望する。</p>			
---	--	--	--

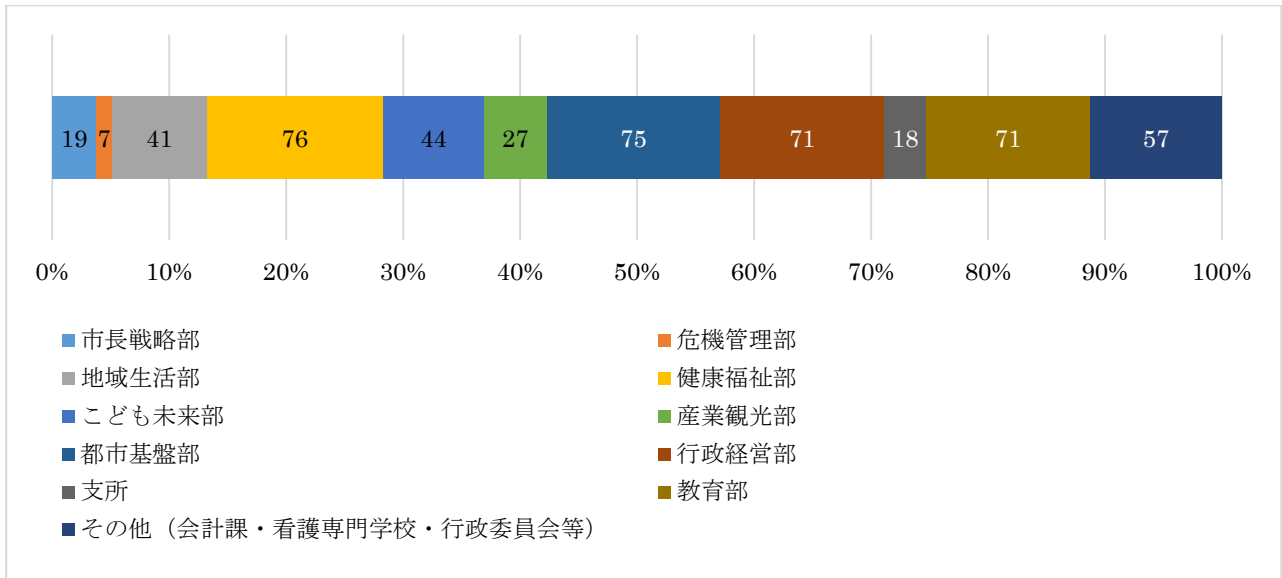
【市職員意識調査結果詳細】

(1) 全体集計結果

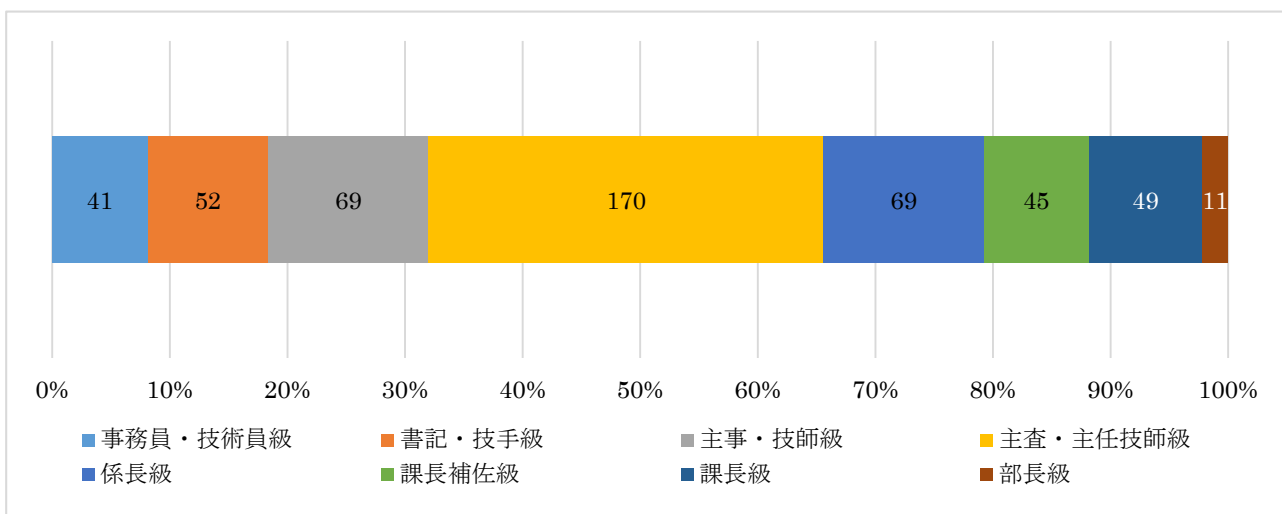
Q1-1 あなたの性別を教えてください。



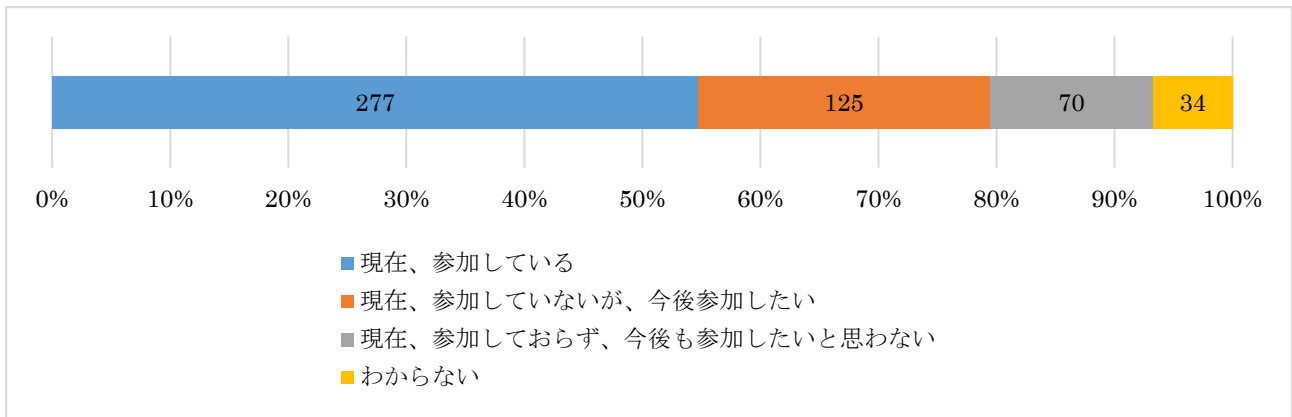
Q1-2 あなたの所属する部を教えてください。



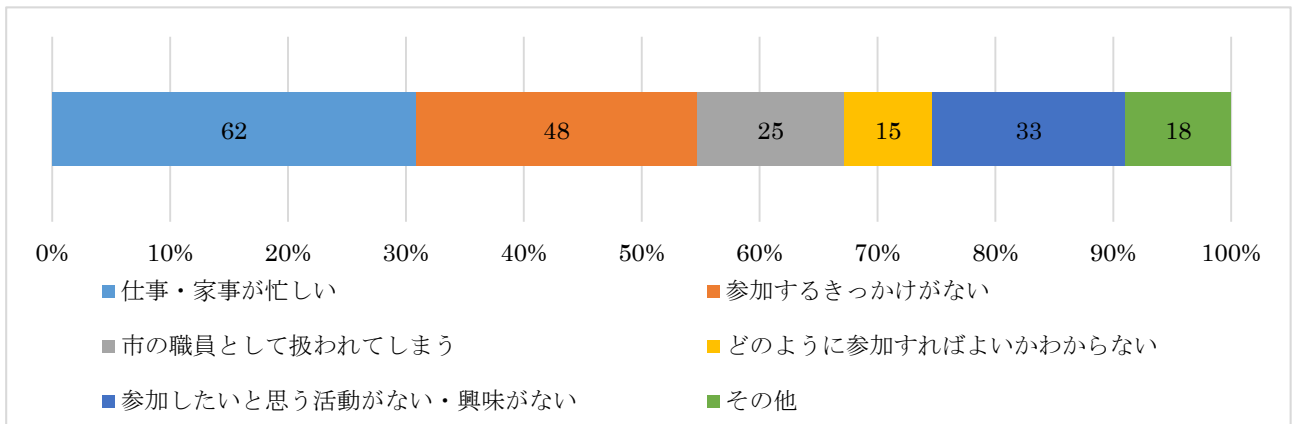
Q1-3 あなたの役職を教えてください。



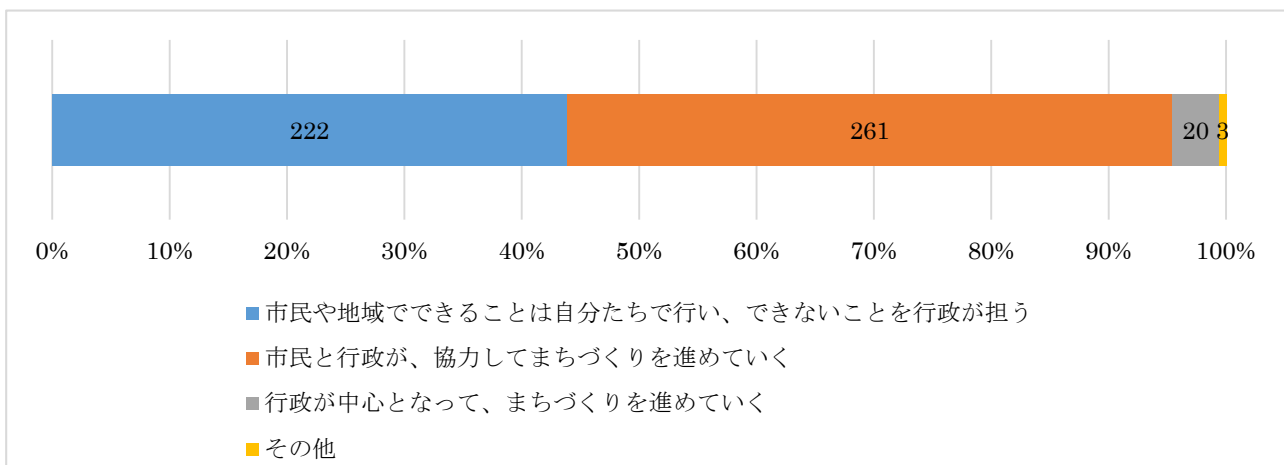
Q1-4 あなたは、地域活動（自治会の活動やボランティア活動など）に参加したことがありますか。



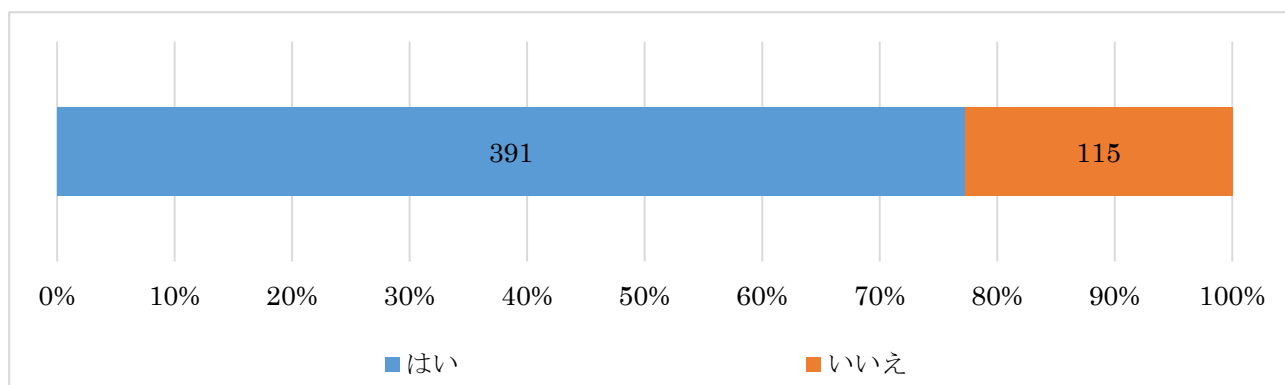
Q1-5 上の質問で、「現在、参加していない」と回答した方にお尋ねします。地域活動に参加していない理由は何ですか。



Q2-1 あなたは、これからのまちづくりをどのように進めればよいと思いますか。



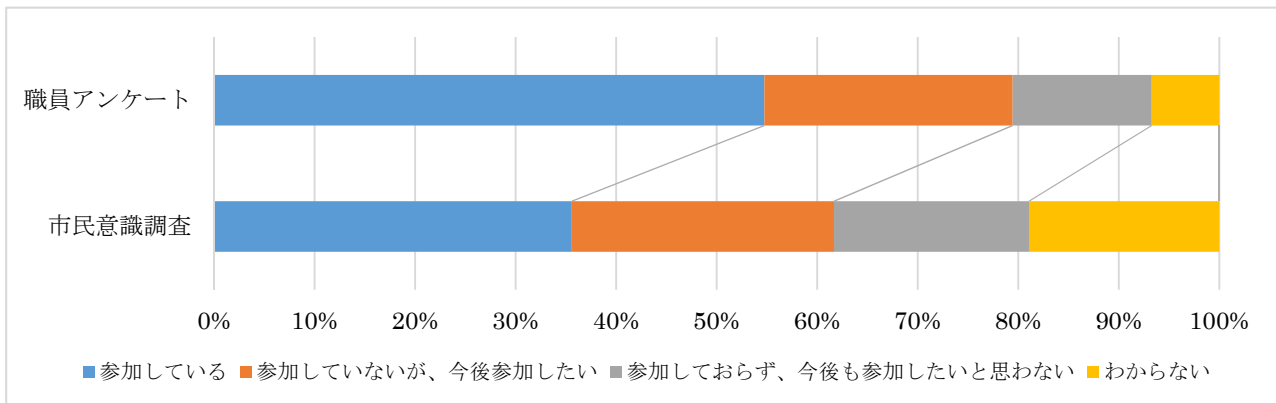
Q3-1 これからのまちづくりを進めていくうえで、あなたは、島田市で自治基本条例を持つべきだと思いますか。



(2) 市民意識調査との比較

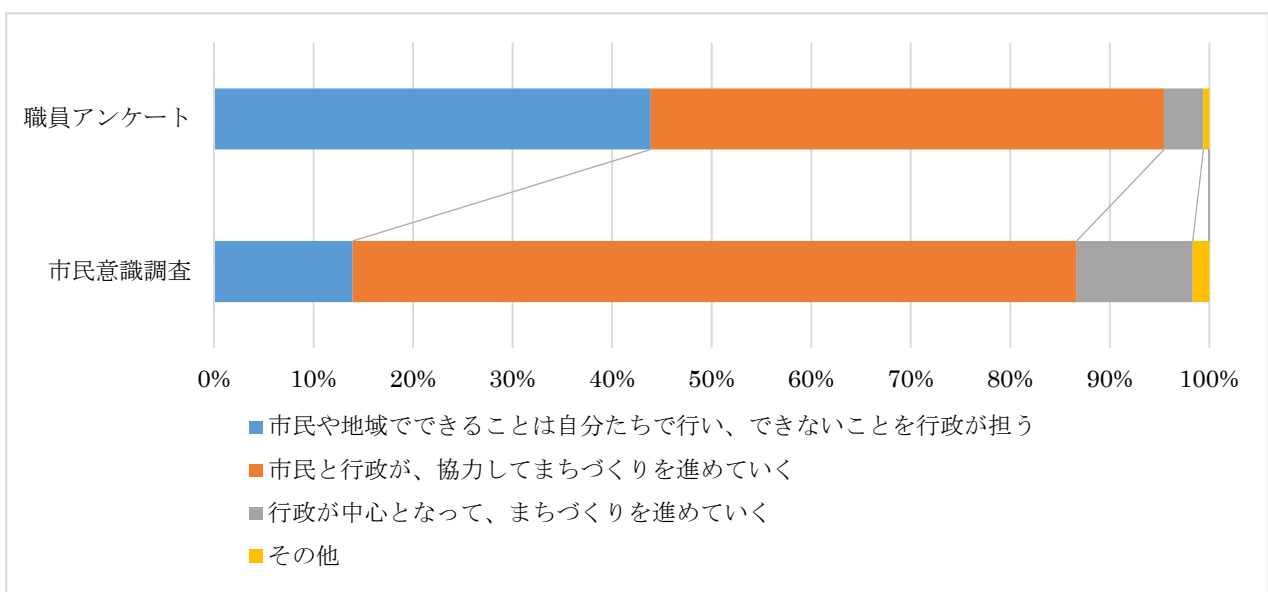
Q1-4 あなたは、地域活動（自治会の活動やボランティア活動など）に参加したことがありますか。※無回答はグラフから除く

	参加している	今後参加したい	今後も参加したいと思わない	わからない	無回答	計
職員アンケート	277	125	70	34	0	506
市民満足度調査	299	219	163	159	18	858



Q2-1 あなたは、これからのまちづくりをどのように進めればよいと思いますか。※無回答はグラフから除く

	市民・地域主体	市民と行政が協力	行政中心	その他	無回答	計
職員アンケート	222	261	20	3	0	506
市民意識調査	117	611	98	14	18	858



自治基本条例素案に対する意識調査

(地域生活部 地域づくり課)

平成 29 年 1 月